



警備業者のみなさんへ

服装関係の届出が、オンラインで申請できるようになりました。

これまで、主たる営業所を管轄する警察署などに提出している下記届出は、令和3年6月1日からオンラインで申請(届出)ができるようになりました。

オンライン申請をされる方は、「警察行政手続サイト」をクリックしてください。

また、同サイトに関するお知らせやマニュアルについてはこちら「[オンラインでの申請等の案内](https://www.npa.go.jp/policies/application/shinseisys/)(<https://www.npa.go.jp/policies/application/shinseisys/>)」に登載していますので確認してください。

警察行政手続サイト

服装届出などのオンライン申請(<https://proc.npa.go.jp/>)

(注) これまで同様、警察署へ届出書を持参して届出を行うこともできます。

## オンラインで申請できるもの…2種類

### ☆ 「服装届出書」

警備業務に従事する警備業者及び警備員が着用する服装に関し、認定申請書又は営業所等設置届出書を提出した警察署へ提出する書類です。

### ☆ 「服装変更届出書」

服装の新規追加、廃止又はこれまで届出をしている服装についての変更があった場合に、服装届出書を提出してあった警察署へ提出する書類です。

### ※ 「申請(届出)期限」

服装に係る届出は、当該制服を使用して行う警備業務の開始の日の前日までにしなければなりません。



(問合せ先)

長崎県警察本部生活環境課営業第2係

(警備業担当)

電話番号 095-820-0110

内線(3185・3186)